

JAS構造材利用拡大事業

構造部材にJAS構造材※1を活用する非住宅建築物に対して、構造材の調達費の一部が助成されます。【林野庁補助事業】

JAS材



JAS材は、品質・性能がしっかりと表示されている木材です。

木材の品質・性能・大きさ・形状などは「JAS規格制度」によって一定の基準が定められています。「JAS規格制度」とは、農林水産大臣が制定した「日本農林規格（JAS規格）」に基づく品質検査方法・生産方法・流通方法などの基準を満たす商品（飲料食品や林産物など）に対してのみ、JASマークを付けることが認められている任意の制度です。

つまりJASマークが付いている木製品は、厳格な審査・管理によって安定した品質・性能を保っていることが証明できます。

事業の目的

本事業の目的は、これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、品質や性能が明確で構造計算が可能なJAS構造材を積極的に利用することで、JAS構造材の格付実績を引き上げ、流通量を拡大することです。

※1：本事業における「JAS構造材」とは、JASの格付実績の低い機械等級区分構造用製材・2×4工法構造用製材（たて継材も含む）・CLTのことを言います。



事業の流れ

本事業は、2つの事業で構成されています。

JAS構造材 活用宣言

宣言の申請



登録

JAS構造材 個別実証支援

物件の申請



交付申請



助成金交付

事務局

一般社団法人 全国木材組合連合会

TEL 03-6550-8540 FAX 03-6550-8541

Eメール info@jas-kouzouzai.jp

福井県木材組合連合会

TEL 0776-35-5663 FAX 0776-35-7212

Eメール fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp

工務店等木材の実需者や発注者におけるJAS構造材を積極的に活用する機運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」を募集し、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。

JAS構造材活用拡大宣言(例)

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①実需者 | ②発注者 |
| ・設計者：JAS構造材活用設計宣言 | JAS構造材を活用した店舗拡大宣言 |
| ・工務店：JAS構造材利用率アップ宣言 | ③木材加工業 |
| ・流通業者：JAS構造材常時取扱い宣言 | ・製材業者：JAS構造材増産宣言 |



個別実証支援

JAS構造材 個別実証支援事業

「JAS構造材活用拡大宣言」の登録事業者(建築業者)が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、他建材から木材への切替を促すなど地域の先例となりうる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。(予算枠に達し次第締め切ります。)

実証支援の概要

助成対象のJAS構造材	機械等級区分 構造用製材	2×4工法構造用製材 (枠組壁工法構造用製材) (枠組壁工法構造用たて継ぎ材)	CLT (直交集成板)
助成の対象	構造部(住宅部分を除く)の柱・梁桁(トラス含む)・土台に使用されたJAS構造材「機械等級区分構造用製材」の調達費 ※柱材での使用は必須(一部のみの使用でも可)	構造部(住宅部分を除く)に使用されたJAS構造材「2×4工法構造用製材」の調達費	住宅部分を除いた構造部(壁・床・屋根・横架材)に使用されたJAS構造材「CLT」の調達費
実証支援額	①物件申請時に予定していた助成対象木材を使用する階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/㎡を乗じた金額 ②助成対象木材を実際に使用した階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/㎡を乗じた金額 ③助成対象木材の調達費 (JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費) 上記①と②と③を比べて、最も低い金額を助成。 (1,000,000円を上限とする。)	①物件申請時に予定していた助成対象木材の材積量に150,000円/㎡を乗じた金額 ②実際に使用した助成対象木材の材積量に150,000円/㎡を乗じた金額 ③助成対象木材の調達費 (JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費) 上記①と②と③を比べて、最も低い金額を助成 (15,000,000円を上限とする。)	
実証の内容	助成金の交付申請時に、JAS構造材の施工性や課題点等の報告書(レポート)の作成・提出が必要です。		

事業の対象物件

建築主が国、都道府県、市町村に該当しないもの。

主要用途が居住専用に該当しないもの。

「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」第2条(2)で定める『国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物(非住宅物件)』に該当しないもの。

※建築業者と連名で、宣言・登録を行った設計者・木材流通業者(製品市場、プレカット工場等)、製造者(製材工場等)が申請することも可能です。
 ※実証支援の申請は、1事業者あたり5物件とします。また他の宣言事業者と連名で申請した場合は別事業者とします。
 ※個別実証支援の助成金交付申請書は、使用したJAS構造材の建方が終了した後に提出できます。
 ※助成金交付申請書の最終受付の締め切りは、平成30年12月21日までとします。

JAS構造材利用拡大事業

検索

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

ホームページで、「JAS構造材利用拡大事業」の概要・応募方法の解説・公募要領や申請様式のダウンロード・JAS構造材活用拡大宣言事業者の公表などを詳しく紹介しています。

